

報告事項1（意見聴取）

令和3年9月定例府議会提出予定の議案について

令和3年9月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和3年8月30日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件

○条例案

- 1 大阪府立学校条例等の一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 9月22日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 9月28日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 9月29日 | 9月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	指定公立国際教育学校等管理法人の件	大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校 指定期間 令和4年1月1日から 令和11年3月31日まで 指定する団体 学校法人 大阪YMCA

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立学校条例等の一部改正の件	指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例（令和3年大阪府条例第4号）の制定に伴い、「指定管理者」又は「公の施設」等について定める大阪府立学校条例等において、指定公立国際教育学校等管理法人及び当該法人が運営する学校を含める等の措置を行うもの。

第 号議案

指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定により、大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校の指定公立国際教育学校等管理法人を次のとおり指定する。

令和3年9月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

指 定 期 間 令和4年1月1日から令和11年3月31日まで

指定する法人 住所 大阪市西区土佐堀一丁目5番6号

名称 学校法人大阪YMCA

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例等の一部を改正する条例

(大阪府立学校条例の一部改正)

第一条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第三章 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第一節―第三節 (略)</p> <p>第四節 適用除外(第二十三条)</p> <p>第五章 入学検定料等(第二十四条―第二十九条)</p> <p>第六章 雑則(第三十条・第三十一条)</p> <p>附則</p> <p>(学校運営のための経費の確保)</p> <p>第八条 校長(大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校(以下「<u>民営学校</u>」<u>という</u>)の校長を除く。)は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>第四節 適用除外</p> <p>第二十三条 この章の規定は、<u>民営学校には適用しない。</u></p> <p>第五章 (略)</p> <p>第二十四条―第二十九条 (略)</p> <p>第六章 (略)</p> <p>(民営学校に対する読替え)</p> <p>第三十条 民営学校に対する第七条第三項及び第十条第二項の規定の適用については、第七条第三項中「<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)</u>」第四十七条の五に規定する<u>学校運営協議会</u>(以下「<u>学校運営協議会</u>」<u>という</u>)<u>とあるのは「学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)</u>」第七十九条及び<u>第百四条</u>第一項において<u>準用する同令第四十九条</u>第一項の<u>学校評議員</u>(以下「<u>学校評議員</u>」<u>という</u>)<u>と、第十條</u>第二項中「<u>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)</u>」<u>とあるのは「学校教育法施行規則</u>」<u>と、「学校運営協議会</u>」<u>とあるのは</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第一節―第三節 (略)</p> <p>第五章 入学検定料等(第二十三条―第二十八条)</p> <p>第六章 雑則(第二十九条)</p> <p>附則</p> <p>(学校運営のための経費の確保)</p> <p>第八条 校長は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第二十三条 第二十八条 (略)</p> <p>第六章 (略)</p>

「学校評議員」とする。

第三十一条 (略)

第二十九条 (略)

(大阪府個人情報保護条例の一部改正)

第二条 大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第三十条の二 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第三十条の二 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

第三条 大阪府個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章・第二章 (略) 第三章 (略) 第一節—第三節 (略) 第四節 指定管理者等の特例(第五十三条の三) 第五節 (略) 第四章・第五章 (略) 附則 第四十六条 この章の規定は、実施機関及び指定管理者等(指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。))又は指定管理法人(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十一条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人で、教育委員会が指定</p>	<p>目次 前文 第一章・第二章 (略) 第三章 (略) 第一節—第三節 (略) 第四節 指定管理者の特例(第五十三条の三) 第五節 (略) 第四章・第五章 (略) 附則 第四十六条 この章の規定は、実施機関及び指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。))が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。</p>

第二十六條 第一項	一部を訂正するときは	一部の訂正を指定管理者等に行わせるときは
第二十六條 第二項	全部を訂正しないとき	全部の訂正を指定管理者等に行わせる たしとき
(略)	(略)	(略)
第三十一條 第一項	個人情報を実施機関に 対し、当該実 施機関が	個人情報を実施機関に 対し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が
第三十一條 第二項	当該実施機 関に をしなければ ば	指定管理者等に を指定管理者等 に行わせなければ
(略)	(略)	(略)
第三十一條 の四第一項	一部の利用 停止をする	一部の利用停止を 指定管理者等に行 わせる
第三十一條 の四第二項	利用停止を しないとき	利用停止を指定管 理者等に行わせな いとき
(略)	(略)	(略)
第三十二條 第一項	個人情報を実施 機関に 対し、当該実 施機関が	個人情報を実施機関に 対し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が
第三十四條 第一項	処理を行わ ない	処理を指定管理者 等に行わせ ない
(略)	(略)	(略)
第四十五條	実施機関は、	指定実施機関は、当 該指定実施機関に 係る指定管理者等 が
第四十六條 第一項	実施機関及 び指定管理 者等	指定管理者等
(略)	(略)	(略)

2

第二十六條 第二項	全部を訂正 しないとき	全部の訂正を指定 管理者等に行わせ ないとき
(略)	(略)	(略)
第三十一條 第一項	個人情報を実施 機関に 対し、当該実 施機関が	個人情報を実施機関に 対し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が
第三十一條 第二項	当該実施機 関に をしなければ ば	指定管理者等に を指定管理者等 に行わせなければ
(略)	(略)	(略)
第三十一條 の四第一項	一部の利用 停止をする	一部の利用停止を 指定管理者等に行 わせる
第三十一條 の四第二項	利用停止を しないとき	利用停止を指定管 理者等に行わせな いとき
(略)	(略)	(略)
第三十二條 第一項	個人情報を実施 機関に 対し、当該実 施機関が	個人情報を実施機関に 対し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が
第三十四條 第一項	処理を行わ ない	処理を指定管理者 等に行わせ ない
(略)	(略)	(略)
第四十五條	実施機関は、	指定実施機関は、当 該指定実施機関に 係る指定管理者等 が
第四十六條 第一項	実施機関及 び指定管理 者等	指定管理者等
(略)	(略)	(略)

指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又

<p>2 指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定(審議会の意見の聴取に関する部分に限る。)は、適用しない。</p> <p>第五十九条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第十条第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者又は指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定(審議会の意見の聴取に関する部分に限る。)は、適用しない。</p> <p>第五十九条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第十条第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者及び指定管理者等が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

(大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

第四条 大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成十一年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(包括外部監査契約に基づく監査) 第二条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六 府が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの</p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査) 第二条 (略) 一一五 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。